○農林水産省告示第百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　秋田県仙北市田沢湖卒田字上真崎野一〇六の一〇、一〇六の二六

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上真崎野一〇六の一〇・一〇六の二六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　秋田県大仙市大沢郷宿字山ノ田一一〇

二　(一)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　秋田県鹿角市八幡平字熊沢碇三一の一、三五、三六の一から三六の三まで、三七、三八、三九の二から三九の一〇まで、三九の一八から三九の二一まで、五七の四、五七の五、五七の二一、五九の三八、五九の三九、五九の四三、五九の四六、五九の四七、五九の六一、字杉谷地七三の三六から七三の三八まで、七三の四〇、七三の八五から七三の一〇六まで、七三の一四六、七三の一四七、七三の一四九から七三の一五四まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字熊沢碇三一の一・三九の二・字杉谷地七三の九八・七三の一四七・七三の一四九・七三の一五〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市東由利舘合字水上一四、一四の一、二一（次の図に示す部分に限る。）、二六の一から二六の六まで、二六の八から二六の一四まで、二七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字水上二六の一・二七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一四、一四の一、二一、二六の二から二六の六まで、二六の八から二六の一三まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　秋田県能代市二ツ井町仁鮒字七折九一、一三四の四、一三四の六から一三四の一五まで、一三四の二八から一三四の三〇まで、一三四の三二、一三四の一五、一三四の一六、一三四の一三六から一三四の一三九まで、一三九、一四〇の二、一四〇の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字七折一三四の一五・一三四の一三六・一三四の一三九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　秋田県大仙市土川字瀬在郷沢二〇の一から二〇の三まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　秋田県秋田市雄和碇田字段ノ前一一二の二、由利本荘市鳥海町猿倉字宮ノ沢一四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）